知ってなっとく
ことしの仕事

平成30年度予算説明書

おいでよ。
森林と人が輝く
しもかわ

下　川　町

下川町イメージキャラクター
しもりん

ごあいさつ

町民の皆さまには、日ごろから町政全般にわたりご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

平成２７年５月に町長就任以来、これまで主な大型事業が完了し、公約もおおよそ９割を執行できたことから、平成３０年度は町民の暮らしを支えていくきめ細やかな施策を進め、防災、福祉、医療の充実、移住・定住施策を継続していきます。

また、国連において２０３０年までに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して進められている「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の理念をこれからのまちづくりに取り入れ、持続可能な地域社会の構築に向け、現在、総合計画審議会ＳＤＧｓ未来都市部会が中心となり、２０３０年における下川町のありたい姿を検討しているところです。それらの議論を踏まえ、次期総合計画の策定に取り組んで参ります。

平成３０年度予算は、「総合計画」や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」などに基づき、基幹産業である農林業の振興や担い手対策を推進するため、既存の制度を継続するとともに、中小企業対策、総合産業活性化事業による移住定住対策、事業承継や起業家の誘致、就業希望者と事業者のマッチングなどに引き続き取り組んで参ります。

また、福祉施策の充実や子育て、高齢者、障がい者支援、教育環境の充実や安全・安心なまちづくりのための経費も計上しております。

持続可能な地域社会の構築に向け、地域課題を着実に解決し、町民の皆さんが、幸せを実感する「幸せ日本一のまち」を創るための予算編成として、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

平成３０年４月

下川町長　谷　　一　之

もくじ

平成３０年度町政執行方針・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
平成３０年度教育行政執行方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
平成３０年度各種会計予算・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
平成３０年度一般会計予算概要・　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

平成３０年度の主な事業
　Ⅰ　健やかにいきいきと暮らせるまちづくり・・・・・・・・・・・・・・１２
　Ⅱ　個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり・・・・・・・・・・・・・・・１６
　Ⅲ　安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり・・・・・・・・・・１８
　Ⅳ　地域資源を活用した産業づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　Ⅴ　町民が主役のまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６

町の貯金と借金の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２７
下川町機構及び職員配置等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
地域担当職員配置名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

平成３０年度町政執行方針

下川町長　谷　　一　之

平成３０年第１回下川町議会定例会の開会にあたり、町政に関する所信と重点施策について申し上げます。

平成２７年に町長に就任以来、様々な事業を実施することができ、公約の約９割を達成するに至りました。任期の最終年度である平成３０年度の予算は、これまでに大型事業が完了したことに伴い、町民の暮らしを支えていくきめ細かな施策を進め、防災、福祉、医療の充実、移住・定住施策を継続するとともに、各種施策を展開し、ひと・しごと・経済の好循環を目指して編成したところであります。

特に、国が新たに創設する「ＳＤＧｓ未来都市」に選定されるよう取り組んで参ります。

本年度の予算規模は、一般会計で４８億４，６００万円、対前年度比７．０％減、下水道事業特別会計で２億６，２７１万円、対前年度比５．６％減、簡易水道事業特別会計で９，２０４万円、対前年度比７．６％増、介護保険特別会計で８億２，８６１万円、対前年度比１０．９％増、国民健康保険事業特別会計で４億６，８５２万円、対前年度比１９．１％減、後期高齢者医療特別会計で６，４４２万円、対前年度比１１．９％増、病院事業会計で６億２，１３１万円、対前年度比７．４％減、７会計総額では７１億８，３６１万円で、対前年度比５．９％減となりました。

地方行財政を取り巻く情勢は、依然、厳しい状態が続いておりますが、自ら考え、自律し、提案できる自治体づくりによって乗り切ることができるものと考えます。

将来の下川町を見据えると地域の活力の原動力となる生産年齢人口はとても大切であり、「移住の促進」や「定住のための施策」は欠かせないものとなっています。

貴重な人的財産や様々な財源を有効に活用し、持続的な地域社会の実現に向け、第５期下川町総合計画に基づき計画的な予算執行を進めることとしており、総合計画の基本目標と施策の柱ごとにその概要を申し上げます。

健やかにいきいきと暮らせるまちづくり

第１点目の基本目標「健やかにいきいきと暮らせるまちづくり」であります。

町民が親しみ、住み慣れた地域で安心して生きがいを感じながら暮らせるまちづくりを目指し、地域保健福祉の推進などの福祉施策の充実を図るため、次の５項目を重点に推進して参ります。

第１は、地域保健福祉の推進であります。

安全に安心して快適に暮らせるまちづくりは、地域全体で支え合う体制と、福祉・医療・保健の連携が重要であります。そのためには各公区の関係組織や各福祉団体が果たす役割は大変重要であり、地域で支え合うネットワークづくりと、地域全体をお互いに見守ることができる体制づくりを関係団体と連携して推進して参ります。

また、共生型住まいの場「ぬく森」の運営とともに、日中の活動の場としてサロン事業等を展開し、在宅における介護予防効果を高めるため、介護予防事業を推進して参ります。

さらに、福祉・医療サービスの質の向上を図るため、資格取得の支援や研修を実施し、人材の確保・育成を図り、福祉・医療施設を効率的・効果的に運営して参ります。

第２は、健康づくり・医療の対策であります。

住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らせることは、町民にとって、大変幸せなことであります。
メタボリックシンドローム、高血圧及び糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防し、望ましい生活習慣を確立するため、町民の健康意識の高揚を図るとともに、生涯にわたって健康の保持並びに増進に取り組めるよう、健康相談、健康教育、各種健診及びがん検診を実施し、地域の実情を踏まえた健康の支援や環境づくりに努めて参ります。

健診並びに精密検査の未受診者に対しては、病院等の受診状況を把握し、疾病の早期発見・早期治療につなげて参ります。

予防接種については、医療機関と連携しながら、被接種者が予防の有効性を理解したうえで効果的に接種ができるよう努めて参ります。
国民健康保険事業につきましては、これまで町単独で運営して参りましたが、平成３０年度から国民健康保険制度が改正されることに伴い、北海道と一体となって運営して参ります。

今後も加入者にきめ細かい事業を実施するともに、医療費の適正化を図るため、国保特定健診の受診率向上や保健事業を強化し、北海道と連携して医療給付と保険税負担のバランスを保ちながら、健全な運営に努めて参ります。

次に医療対策であります。

町内唯一の医療機関であります町立下川病院は、町民に身近な医療機関として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう保健・医療・介護・福祉の連携を図るとともに、超高齢化社会に対応した「地域包括ケアシステム」の拠点として、役割を担いながら更なる診療体制の充実強化を図って参ります。

さらに、昨年導入したＣＴ機器による精度の高い幅広い診断と電子カルテシステムによる医療環境の充実や、新たな理学療法士の採用により運動機能リハビリテーションをスタートさせ、サービスの向上に努めて参ります。

各種予防接種や在宅医療等につきましては、保健・福祉との連携を密にするとともに、専門的な治療につきましては、道北地域のセンター病院に位置づけられている名寄市立総合病院との医療連携ネットワークを活かして、役割と機能の充実強化を図り、町民が安心して医療を受けられるよう努めて参ります。

また、新町立下川病院改革プランに基づき、病院

事業会計の財務状況の健全化のため、地域の事情を踏まえて病床数や診療体制など経営改革に取り組んで参ります。

第３は、高齢者支援の充実であります。
高齢者が住みなれた地域で、生きがいを持って安心して生活することができるよう、介護予防の効果が期待できる高齢者の集いの場の充実に努めて参ります。
また、関係機関と連携して、高齢者の特殊詐欺被害の防止、成年後見制度などの権利擁護の推進や、人感センサーと地域関係者による見守りなど「安心支え合いネットワーク」の充実に努めて参ります。
さらに、病院を受診する高齢者等に家族が同伴できるよう、家族移送支援サービスを創設して参ります。
介護保険事業では、第７期介護保険事業計画に基づき、円滑な介護給付及び予防給付に努めて参ります。
地域支援事業では、ケアマネジメントにより総合的なサービスを提供する「介護予防・日常生活支援総合事業」の推進や生活支援体制の整備、地域リハビリテーションや在宅医療と介護の連携により、安心した在宅生活が送られるよう施策を推進して参ります。
また、健康で生きがいのある暮らしができることを目的に、高齢者がボランティア活動を通じて地域貢献や社会活動に参加する介護予防ボランティア事業を推進して参ります。
高齢者福祉施設等の運営につきましては、地域における介護サービス及び地域福祉の向上のため、介護職員等の人材確保や人材育成を図りながら、より充実したサービスの提供に努めて参ります。

第４は、子育て支援の充実であります。
次代を担う子ども一人ひとりの子育てを地域全体で支援していくため、妊娠・出産・乳幼児期を通じた母子保健事業を推進して参ります。
また、新たな子ども・子育て支援制度による「下川町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくりを行うとともに、子育て支援センターを活用し、乳幼児を持つ保護者の様々なニーズに対応できるよう子育て支援の充実に努めて参ります。
なお、子育て世帯における経済的な負担を軽減するため、木質バイオマス削減効果活用基金を活用した子育て支援事業を継続して参ります。

第５は、障がい者支援の充実であります。
障がい者及び障がい児が、障がいの有無にかかわらず、安心して日常生活や社会生活を営むことができるよう障害者総合支援法に基づく各種事業を推進するとともに、障がい者の暮らしを支えるため、近隣市町村、福祉施設・関係機関と協議しながら様々な支援を切れ目無く提供する仕組みであります「地域生活支援拠点」の整備を図るなど、環境づくりや適正なサービス提供を総合的に実施して参ります。
障害者支援施設の運営につきましては、利用者の障がい程度の重度化や高齢化等に対応する支援内容の充実を図り、生活支援員の確保と人材育成により、サービスの向上に努めて参ります。
また、グループホームの入居者がより安全で安心に暮らせるよう生活環境及び生活基盤の確保に努めて参ります。

個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり

次に、第２点目の基本目標「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」であります。
教育行政につきましては、教育長から申し述べますので、私からは、方針の一端を申し上げたいと存じます。
本町の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策は、教育の目標や基本方針を定めた「下川町総合教育大綱」に基づいて、取り組んで参ります。
また、少子高齢化や人口減少、グローバル化や高度情報化などにより社会が変化・進展している中、町が持続的に発展していくためには、地域を支える人材の育成を担う教育の役割が益々重要となっていることから、次の３項目を重点に推進して参ります。

第１は、学校教育の充実であります。
義務教育におきましては、子どもたちが変化の激しい時代を生き抜くためには、基本的な知識や技能、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等に加え、学びを活かしていく必要があり、各学校段階を通じて、主体的かつ対話的な深い学びを実現していくことが重要であります。
豊かな心、健やかな身体をバランスよく育てる教育が求められていることから、子どもたちの個性を伸ばし、能力を引き出しながら、社会で自立して生きていく上で必要な学力や体力を身に付け、また、新たな課題を自らが解決するための資質や能力を育むため、ＩＣＴ教育と道徳教育の充実、地域の特色を生かした森林環境教育並びに地産地消を学ぶ食育学習を行って参ります。
小中連携教育につきましては、９年間の系統的・継続的な教育を行うため、教職員の研修を通した連携促進や地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティスクール制度を実施して参ります。
特別支援教育につきましては、共生社会の形成に向けて、障がいのある子どもと、障がいのない子どもが共に学ぶインクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、支援を必要とする子ども一人ひとりの教育的ニーズや障がいの程度に応じた指導並びに支援の充実を図るとともに、教育環境の整備を図って参ります。
また、いじめ防止につきましては、北海道いじめ防止基本方針の見直しに伴い「下川町いじめ防止基本方針」の見直しを行い、いじめ防止対策を推進して参ります。
次に、下川商業高等学校は、平成２９年度、定員を上回る出願がありましたが、平成３０年度は定員を大きく下回る出願状況にあり、引き続き地域に開かれた魅力ある学校づくりや各種支援対策を行い、今後においても、存続の維持・発展に努めて参りま

す。

第２は、生涯学習・スポーツの推進であります。
町民の潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するためには、町民が生涯を通じて積極的に学び、その成果を活かせる環境づくりが重要であります。このため、生涯各期における学習機会と町民個々の年齢や体力に合わせて気軽に楽しむことができる健康づくり教室等、生涯スポーツの充実に努めて参ります。
また、各種競技大会の開催やスポーツ少年団活動等の支援を更に充実し、健全な心と体及び技術の向上を図って参ります。
特に、ノルディックスキー競技におきましては、葛西紀明選手・伊東大貴選手・伊藤有希選手が先の平昌オリンピックに出場し、国際舞台で活躍したことが、町民に夢と感動と勇気をもたらしております。
今後におきましても、世界を目指す選手の輩出に向け、引き続き幼小中高一貫指導による選手の育成強化を進めて参ります。

第３は、芸術文化の振興であります。
芸術文化は、創造性を育み、表現力を高め、心豊かな地域づくりに資するものであり、質の高い芸術文化に触れる機会の提供により、地域に根ざした個性あふれる文化活動を支援して参ります。
また、町民の郷土に対する理解や愛着を深めるため、郷土芸能活動の充実と普及に努めるとともに、先人の知恵を学ぶため文化財の保護及び活用に努めて参ります。

安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり

次に、第３点目の基本目標「安全に安心して快適に暮らせる生活環境づくり」でありますが、次の１３項目を重点に推進して参ります。

第１は、土地利用・市街地の整備であります。
人口減少や少子高齢社会の到来、空き家・空き地の増加など、社会環境の変化や課題を踏まえ、有効な土地利用等による市街地づくりの整備方針となる「都市計画マスタープラン」につきましては、平成２９年度から２か年計画で進めており、本年度に策定して参ります。

第２は、景観・公園の整備であります。
公園は、町民の安らぎや憩いの場であり、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層の自然とのふれあい、レクリエーション等多様な活動の拠点となっていることから、安全で安心して快適に利用できるよう公園の適切な維持管理に努めるとともに、都市計画マスタープランの策定に合わせて公園の適正な配置について、検討を進めて参ります。

第３は、住宅対策であります。
移住・定住対策など多様化する住宅需要に対応するため、「住生活基本計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、計画的な個別改善事業や既存住宅の改修等により、住環境の整備を進めるとともに都市計画マスタープランの策定にあわせ、快適な居住空間のあり方等を検討して参ります。
今後、増加が予想される空き家につきまして、国の補助制度を活用して、「空家等対策計画」に基づき、「活用可能な空き家」の改修や流通に関する施策を講じ、子育て世帯等の「住み替え」を積極的に促進し、住宅の流動化を図って参ります。
また、老朽化が進み、周辺地区に迷惑を及ぼしかねない特定空き家につきましては、除却に対する措置を講じて、安全で安心な暮らしを確保して参ります。

第４は、道路・橋梁の整備であります。
快適で安全な道路交通を確保するため、道路の維持補修や橋梁の長寿命化を計画的に進めるとともに、路肩の草刈りや路面清掃等交通環境の整備に努めて参ります。

第５は、積雪・寒冷対策であります。
冬期間における安全で快適な道路交通を確保するため、効率的かつ効果的な除排雪事業に努めるとともに、宅地における排雪処理を支援するため、「自主排雪支援事業」を実施し、快適な住環境の確保に努めて参ります。

第６は、上水道事業であります。
安全で安定した水道水の供給と効率的で効果的な水道施設整備に向けて、平成２９年度からの継続事業として、「下川浄水場建設基本計画」を策定するとともに、水道施設の適切な維持管理に努めて参ります。

第７は、下水道事業であります。
快適で衛生的な生活環境づくりのため、「下川浄化センター長寿命化計画」に基づき、機械・設備の計画的な改修を進めるとともに、公共下水道施設の適切な維持管理に努めて参ります。

第８は、公共交通の対策であります。
地域住民の重要な移動手段、生活を支える足として基幹路線である名寄本線代替バスと既存バス路線の維持・確保に努めて参ります。
また、地域公共交通として、「予約型乗り合いタクシー」及び「コミュニティバス」の運行により、安全で安心な暮らしの確保と利便性の向上に努めるとともに、バスターミナル合同センターバス待合所の改修を行い、地域の特性を活かした快適な空間づくりを進めて参ります。

第９は、環境保全の対策であります。
本町においては、森林バイオマスのエネルギーの活用と省エネ対策を推進し、温室効果ガスの削減に向けた施策を進めて参ります。
廃棄物処理及び公衆衛生対策としては、ごみ分別の徹底による減量化と再資源化の推進を基本とし、新たに作成した「ごみの分別便利帳」の活用による住民周知や施設見学会の開催等により、ごみ処理に

関する意識の高揚を図るとともに、関係機関・団体と連携し、ごみの不法投棄の防止対策を講じて参ります。
　また、埋立ごみの広域処理化に伴い、町内に整備を進めてきた一時仮置き場（ストックヤード）の供用を開始するとともに、廃棄物処理の適正な運用に努めて参ります。

　第１０は、交通安全・防犯・消費生活の対策であります。
　町民一人ひとりの交通・防犯意識の高揚を図り、安全で安心な地域づくりを進めるため、関係団体への支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、交通安全及び防犯対策を講じて参ります。
　次に、消費生活対策として、年々複雑巧妙化する特殊詐欺への対応について、迷惑電話の防止装置を利用したモニター事業を引き続き行うとともに、名寄警察署及び名寄地区広域消費生活センターとの連携により、啓発活動及び相談支援体制を強化して参ります。
　また、持続可能な消費のあり方について、消費生活セミナーの開催を通じて、環境や社会に配慮した下川らしい倫理的な消費行動を促進して参ります。

　第１１は、消防・救急救助対策であります。
　消防行政は、町民の安全・安心を確保するため、消防と関係機関が一体となり、地域の実情や社会情勢に即応した消防行政に努めて参ります。
　本年度におきましては、消防自動車の更新、防火水槽の新設及び消火栓の更新など消防設備を整備し、消防力の充実強化を推進して参ります。
　また、複雑多様化する火災や各種災害に迅速かつ的確に対応するとともに、救急需要に対応するため、救急の高度化と医療機関との連携強化を図り、消防・救急救助体制の充実に努めて参ります。

　第１２は、防災対策であります。
　町民の生命と財産を守るため、防災体制の充実を図り、防災及び減災対策を積極的に進めて参ります。「いざという時にどうするか」のイメージを持つ事ができるよう、全町的な防災訓練を実施し、町民の防災意識の向上を図って参ります。
　また、新たに作成した洪水ハザードマップ（洪水時における危険度地図）を活用し、避難場所や指定避難所などの見直しを行うとともに、地域防災計画について、各公区の自主防災組織等と連携を図り、より実践的な計画に見直して参ります。
　近年、異常気象等による警報がJアラート（全国瞬時警報システム）を利用して頻繁に発表されていますが、国において機能強化がされることに伴い、本町におきましても連携を図るため機器の更新を進めて参ります。

　第１３は、情報化の推進であります。
　地域情報通信基盤整備推進事業により整備した行政情報告知端末について、高齢者見守りシステムやＪアラートなどと連動させて、光回線の利活用を進めて参ります。

地域資源を活用した産業づくり

　次に、第４点目の基本目標「地域資源を活用した産業づくり」でありますが、次の６項目を重点に推進して参ります。

　第１は、農業振興対策であります。
　近年、異常気象や農業資材等の高騰による経営の圧迫、農業経営者の高齢化や担い手不足など地域が抱える課題に加え、国際情勢においては、ＴＰＰ１１（イレブン）・日欧ＥＰＡといった貿易交渉の合意など、農業を取り巻く情勢は大変厳しく、不透明感を増しています。
　このような情勢の中、足腰の強い農業を構築するため、次の６点を重点に農業振興対策を推進して参ります。
　１点目は、総合的な農業施策の推進であります。
地域の活力を維持するためには、本町における農業の振興は極めて重要であることから、各種農業施策を推進するとともに、関係機関と連携し農業者を支援して参ります。
　２点目は、環境に配慮した農業施策の推進であります。
　農村が持つ多面的機能を発揮させるため、日本型直接支払制度を活用し、集落活動等を支援して参ります。
　また、土壌改良施設については、指定管理者により効率的な運営に努めるとともに、土壌改良材活用による環境配慮型農業を推進して参ります。
　３点目は、生産基盤の整備であります。
農業委員会と連携を図り、生産規模拡大を図る農業者へ農地利用の集積を推進するとともに、「道営草地整備事業公共牧場整備下川サンル地区」の実施により、サンル牧場の草地改良と施設整備を進めて参ります。
　また、農村地域の生活基盤である飲雑用水施設の計画的な改修や自然災害等から農地を守るため、排水路の整備を実施して参ります。
　４点目は、生産・流通体制の整備であります。
　安全、安心な農畜産物の生産を推進するためには乳質改善や個体識別管理、飼養衛生管理の徹底等が重要であり、家畜飼養環境の改善が図られるよう支援して参ります。
　また、施設園芸作物の生産向上を図るため、ハウス増設やホワイトアスパラ生産に対して支援するとともに、生産体制の効率化及び拡大を図るため、施設整備等に対し支援して参ります。
　５点目は、農業経営の安定化であります。
　農業経営資金の確保と利子補給により負担を軽減するとともに、酪農従事者の労働時間の縮減を図るため、酪農ヘルパーの運営を支援して参ります。
　また、秀品率向上のためにフルーツトマトの半養液栽培技術や新しい栽培技術の導入に対しても支援して参ります。
　次に、農業経営を支援する施設運営についてでありますが、町営サンル牧場は、指定管理者により効率的な運営に努めるとともに酪農業の飼養コストや労働時間の縮減を図り、経営安定化に資する施設と

して運営して参ります。
　育苗施設は、フルーツトマトの生産拡大のため、生産者が中心となって利活用を進めて参ります。
農産物加工研究所は、安定的な生産体制構築のため原料確保と販路拡大に努めて参ります。
　６点目は、担い手の確保・育成であります。
中核的農業者の活動促進や育成を図るため、下川町農業振興基本条例に基づく支援を行うとともに、担い手対策を進めて参ります。
　また、担い手を確保するため、上名寄の新規就農促進住宅や農業研修道場の効果的な運営を引き続き進めるとともに、新規就農予定者の積極的な募集と農業後継者育成を支援して参ります。

　第２は、林業・林産業施策であります。
　豊かな森林資源を基盤とした森林総合産業の構築を推進し、林業・林産業システムの革新、雇用の確保・創出及び木材産業の安定化と地域の活性化を図るとともに、バイオマス産業都市構想の具現化に向けて、次の６点を重点に林業・林産業施策を推進して参ります。
　１点目は、循環型森林経営の推進であります。
町有林につきましては、循環型森林経営を着実に推進するため、森林認証を基盤とした計画的な森林整備を実施することにより、木材の安定供給と雇用の確保・創出による地域の活性化を進めるとともに、将来にわたり森林資源を持続させていくため、優良な造林苗木である「クリーンラーチ」の特定母樹園の整備を推進して参ります。
　また、「下川町林業振興基本条例」に基づき、私有林整備支援事業を推進して参ります。
　２点目は、路網整備の推進であります。
森林管理を行う中で、施業の効率化と生産コストの低減を図るため、引き続き計画的に林道の開設・改良事業を行い、雇用の継続と地域林業の活性化を図って参ります。
　３点目は、人材確保と育成の強化であります。
林業・林産業における人材確保に向けた持続的な取組みとして、平成２９年度に「実習等の連携と協力に関する協定」を締結した高校や団体との協力体制を強化するため、実習フィールドの提供や町内の林業事業体へのインターンシップ等の受け入れなどを推進して参ります。
　また、北海道が設立に向けて進めている林業大学校について、上川北部４市町村との連携・協力による誘致活動を行うとともに、人材育成の取組みとして、地元ＮＰＯ法人等と連携して町内中学・高校生向けの職業教育を行い、林業・林産業への理解を深めることにより、地元の就労に繋がる活動を進めて参ります。
　４点目は、林業・林産業の振興であります。
森林総合産業化を進めるうえで、森林整備と併せて林産業の振興を図るために極めて重要な「川下対策」について、「下川町林業振興基本条例」に基づく林業・林産業事業者の設備投資への支援を継続するとともに、人材育成、商品開発、販路拡大などへの支援や利子補給により、林業・林産業の経営基盤の強化や安定化に取り組んで参ります。
　また、林業・林産業における地域課題の共有と解決に向けた調査・研究及び誘致企業と連携した新たな木材活用の可能性調査を継続して参ります。
　５点目は、森林バイオマスエネルギーの推進であります。
環境未来都市構想やバイオマス産業都市構想などの取組みの具現化に向けて、森林バイオマスエネルギーを中心とした再生可能エネルギーの活用を推進し、燃料や維持管理コストの低減を図り、林業・林産業の活性化と低炭素社会の構築に向けて取組んで参ります。
　６点目は、森林の利活用であります。
　豊かな森林資源を利活用し、自然とのふれあいや体験、学習を通じて森林・林業への理解を深めるため、上川北部森林管理署とも連携し、下川町植樹祭や林業体験バスツアーを開催して参ります。
　また、新たな森林文化の確立に向けて、引き続きチェンソーアート大会への支援を行って参ります。

　第３は、野生鳥獣被害の防止であります。
　ヒグマやエゾシカなどによる生活環境被害の防止と農林業被害の軽減を図るため、下川町有害鳥獣被害対策協議会と連携して捕獲業務を進めるとともに、有害鳥獣捕獲従事者の新たな担い手確保に向けた支援を引き続き実施して参ります。

　第４は、商工業の振興対策であります。
　商工業の後継者と労働力不足が懸念されるなか、次の２点を重点的に推進して参ります。
　１点目は中小企業の振興であります。
中小企業振興基本条例に基づき、経営基盤強化、人材の育成、労働環境の改善などを支援するとともに、「下川町産業活性化支援機構」に設置したタウンプロモーション推進部を中心に、総合的な移住促進、事業承継者や起業家の誘致、地域産物の売込み、事業者と就業希望者のマッチングなどを関係機関と連携して総合的に取り組み、地域経済の活性化や雇用の維持と創出を図って参ります。また、「空家等対策計画」に基づき、快適な住環境の提供や住宅の流動化を図り、住宅対策と連動しながら地域経済の活性化に取り組んで参ります。
　２点目は、経済交流の拡大であります。
　誘致企業であるスズキ株式会社や王子ホールディングス株式会社等との円滑な事業推進のため、連携を強化するとともに森林づくりパートナーズ基本協定を締結している企業等との交流拡大を進めて参ります。
　また、課題を共有する自治体間の連携を強化し、地域課題の解決に取り組んで参ります。

　第５は、観光の振興であります。
　アイスキャンドルミュージアムなどの各種イベントを核とした交流人口の拡大や、昨今の海外観光客、体験型観光の需要増加の流れを捉え、人の呼び込みを拡大していくため、名寄川地区かわまちづくり計画と連携したサイクリングツーリズムの検討を進めるとともに、地域資源を最大限に活かした観光振興計画を策定し、地域ブランド力の向上や受入れ体制

の充実を図って参ります。
　また、近隣市町村、関係機関・団体との連携強化により、地域文化交流の促進と滞在型交流人口の拡大を図って参ります。

　第６は、地域資源の活用と新産業の創造でありますが、次の４点を重点的に推進して参ります。
　１点目は、国連において2030年までに「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して進められている「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」を基に、本町における持続可能な地域社会の創造に向けた目標と、その具現化に向けた計画を町民との密な合意形成により策定するとともに、「ＳＤＧｓ未来都市」に関する支援等の活用や町内外のあらゆる関係者との連携により取り組みを進め、地域経済の好循環を図って参ります。
　２点目は、森林バイオマスを中心とする再生可能エネルギーを最大限活用することによる循環型経済社会や低炭素社会の構築に向け、「環境モデル都市」「環境未来都市」の具現化事業を推進して参ります。
　３点目は、産業間の連携であります。
　産業連携会議の開催や産業クラスター構想の推進により、地域産業の活性化と新たな産業の創造を図るなど産業の振興と地域活性化を図って参ります。
　４点目は、新たな社会システムの創造であります。集落対策のモデルである「一の橋バイオビレッジ構想」の推進と一の橋地域の核となる産業としての特用林産物栽培研究事業を推進して参ります。
　また、地域課題を解決するための「担い手」として期待される「地域運営組織」の創造に向け、引き続き研究を重ねて、持続可能な地域づくりを推進して参ります。

　第７は、雇用・労働対策であります。
　雇用の確保、雇用機会の創出、雇用の通年化を目指し、関係機関・団体等との連携を強化するとともに労働環境向上の取り組みを支援して参ります。

町民が主役のまちづくり

　次に、第５点目の基本目標「町民が主役のまちづくり」であります。
　町民参加による町政運営を促進するため、より分かりやすい情報の提供と共有を図るとともに、町民懇談会の開催をはじめ、多くの団体等との意見交換の機会を創出し、地域力の向上に努めて参ります。
　また、公区活動や町民が自主的・主体的に行う事業を支援するなど、地域自治活動の活性化を図って参ります。

町民が主役のまちづくり

　次に、第６点目の基本目標「効率的で効果的な行財政運営」であります。
　持続可能な地域社会の実現に向けて、町民や各種団体などと対話を重ね、平成３１年度からスタートする第６期総合計画に「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」の理念を取り入れて策定して参ります。
　また、限られた財源の中で、地域経済の循環を促し最大限の効果を発揮させるため、選択と集中により事務事業の重点施策を優先的に実施するとともに、健全な財政を維持するためにあらゆる財源の確保と積極的な行財政改革に取り組んで参ります。
　町税等につきましては、適正な賦課業務と効率的な徴収業務に努めて参ります。
　本年度も職員の人材育成事業として、引き続き内閣府への職員派遣を実施して参ります。

　以上、町政執行方針を申し上げましたが、様々な地域課題を着実に解決し、町民が幸せを実感できる『幸せ日本一のまち』 を創るため、町政を執行する決意でありますので、議員並びに町民の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、平成３０年度の町政執行方針とさせていただきます。

平成３０年度教育行政執行方針

下川町教育長　松野尾　道　雄

　平成３０年第１回下川町議会定例会の開会にあたり、教育行政執行方針を申し上げ、議会並びに町民の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

　今日、少子高齢化や人口減少、グローバル化の進展及び情報通信技術の発達など社会が大きく変化する中で、本町が「ＳＤＧｓ未来都市」を実現していくために、すべての人に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進するとともに、本町が持続的に発展するためには、将来を担う人材の育成が不可欠であり、ふるさと下川に誇りを持ち、お互いに支え合いながら、生涯にわたって生き抜く力を身に付けることができるように、学校、家庭及び地域が連携して教育力の向上を図り、個性を伸ばし、能力を引き出すための教育が重要であります。
　教育委員会としては、全ての児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、これからの時代を生き抜く力を身に付け、夢と希望を持ち、社会で自立していくための確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に向けて、好ましい生活習慣の会得と体力の向上など、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力、判断力、表現力等を育む教育が必要であると考えております。
　また、身近な自然環境や歴史と伝統文化などの、体験活動を通して、知識や技能を確実に身に付ける学習を進めるとともに、発達段階に応じた教育の中で、基本的な生活習慣・読書活動・社会性の取得など、豊かな心と健やかな体の育成をはじめ、教育環境の充実、特色ある学校づくり及び家庭の教育力を高めることに努める必要があります。
　このようなことから、「下川町総合教育大綱」の基本目標であります「個性・可能性・魅力を伸ばす人づくり」の実現に向け、教育行政を推進して参ります。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。
新学習指導要領の基本理念であります「社会に開かれた教育課程」では、学校を変化する社会の中に位置付け、学校教育の中核となる教育課程について、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携・協働により実現していく必要性が求められています。
また、子どもたちの「生き抜く力」を育むため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育の推進が重要であります。
全国学力・学習状況調査及び全国体力・運動・運動習慣等調査の分析結果を踏まえ、創意ある教育課程の編成や、指導方法の工夫・改善などを進め、児童生徒の学ぶ意欲を高める教育活動を推進して参ります。
下川小学校においては、平成３２年度から施行される学習指導要領の改訂を踏まえ、本年度から、３年生及び４年生においては年３５時間の外国語活動、５年生及び６年生においては年７０時間の外国語学習を実施して参ります。
また、保護者には、「子どもを育て、包み、伸ばす親の総合力」いわゆる「親力」の発揮と、子どもに家庭学習や生活習慣を身につけることにご協力いただき、確かな学力の向上に努めて参ります。
特に、デジタルメディアへの過剰で不適切な接触については、学校における情報モラル教育の一層の充実を図るほか、保護者向けの啓発資料を作成するなど、インターネットの安全・安心な利用に向けたルールづくりなどを推進します。
児童生徒の発達段階に応じた学習環境につきましては、小中学校において、ＩＣＴ教育を推進し、効果的な学習環境を整備するとともに、新学習指導要領に掲げる、外国語教育の充実のため語学指導助手による外国語活動学習や国際理解教育の充実を図り、低学年から学習する習慣を身に付けるため、ウィークエンドスクールにおいて、家庭学習の充実による学力向上に努めて参ります。
また、特別支援教育につきましては、相談員による学習や生活面に配慮が必要な児童生徒の実態把握と就学前から教育相談及び就学後の一貫した教育支援を行うため、外部の専門家による指導助言とともに、小中学校に支援員を配置し、発達の遅れなどが見受けられる児童生徒の学校生活を支援して参ります。
地域とともにある学校づくりのため、平成２９年度からコミュニティスクール制度を導入し、学校運営協議会の中で児童生徒の現状及び課題を共通認識したところであり、これらの課題解決のため学校運営協議会に地域や保護者に参画いただけるよう事業の展開を考えております。
また、学校、保護者及び地域住民が連携かつ参画して、義務教育の９年間に小中連携による学校運営を推進して参ります。
次に、「豊かな心と健やかな体の育成」につきましては、子どもたちの健やかな成長のためには、思いやりを持ち、美しいものに感動するなどの豊かな人間性や自らの生き方を主体的に考えることができる力を育成することが重要であります。
このため、本年度から道徳が特別の教科になることを踏まえ、指導方法について教職員の研修を実施します。
また、子どもたちが連帯と共生の豊かな心を持ち、活力あふれる人間に成長するため、森林とのふれあいや林業体験などを通して学習する森林環境教育を行います。また、健やかな体づくりのための保健指導及び保健管理の充実に努めるとともに、食に関する正しい知識と地産地消や望ましい食習慣の定着を図る食育の充実等の健康教育を推進して参ります。
いじめの対応については、子どもたち同士の望ましい人間関係を醸成する学校経営・学級運営を通して未然防止に取り組むとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談の実施により早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校等への指導を徹底して参ります。
また、不登校については、教職員と保護者が連携して、個別での学習・生活支援を行って参ります。
児童生徒の安全・安心の確保につきましては、交通安全教育や防犯教育による児童生徒の意識啓発に努めるとともに、通学路の安全点検を実施するなど、保護者や関係機関、団体との連携を図りながら、児童生徒の安全確保に万全を期して参ります。
次に、近年、下川商業高等学校は、上川北学区の中学校卒業生の減少などにより、生徒確保が非常に厳しい状況であり、本年度は定員を大幅に下回る出願者数となりましたが、引き続き、「地域に開かれた魅力ある学校づくり」を進めるため、新商品開発や販売実習会などの実践的なキャリア教育、地域の特性を生かした特色ある教育活動、入学促進のための支援及び部活動育成の支援を行うとともに近隣や札幌圏の中学校へのＰＲ活動や、４町村連携による札幌市内での学校紹介などを展開し、存続維持・発展に向けた振興策を進めて参ります。
次に、生涯学習の充実について申し上げます。
町民一人ひとりが「心の豊かさ」と「生きがい」を実感できる「潤いのある生活」を送るためには、生涯にわたって積極的に学び、その成果を生かせる環境をつくることが重要であります。
そのため、生涯各期における学習活動の機会を提供し、学びの環境整備に努めて参ります。

第１は、生涯学習の推進であります。
社会の変化に伴い、生涯学習に対する町民のニーズが多様化していることから、町民自らが自由に学習機会を選択できる生涯学習体制の充実を推進して参ります。
家庭教育では、子どもの健やかな成長に必要な正しい生活習慣を身につけるために、家庭の教育力向上が不可欠であることから、子どもの発達段階に応じた各種セミナー、ブックスタート及び体験講座などの学習機会を提供し、親子の絆を深める取り組みを実施して参ります。
児童室におきましては、親子が安全に安心してふ

れあえる場を提供するとともに、放課後児童の安全と居場所を確保して参ります。
　青少年教育では、子どもたちの人格の基礎が作られる最も大事な時期であることから、学校・家庭・地域社会が連携を深め、良好な環境づくりを推進するとともに、キッズスクール等による各種体験活動を提供し、未来を担う青少年の育成に努めて参ります。
　成人教育では、多様化する価値観の中で、趣味や生きがいを求めて多くのサークルや団体が活動しております。
　学びは個人の資質向上ばかりでなく、仲間づくり、地域づくりに必要であることから、学習ニーズに対応した講座や現代的な課題に対応した講座等の学習機会を提供するとともに、マイプランマイスタディ事業による自主学習と仲間づくりを推進して参ります。
　高齢者教育では、健康で生きがいのある充実した生活を送るために、各種交流会及び高齢者学級などにより学習と交流の機会を提供するとともに、高齢者が持つ知識、技能及び経験を活かし、生きがいのある生活を送られるよう努めて参ります。
　図書室では、図書資料の充実を図るとともに、町民の読書を通した主体的な学びや活動を支援し、町民に愛される図書室づくりを進めて参ります。
　また、読み聞かせや読書イベントにより、子どもの読書活動を推進し、幼児が本に親しむきっかけを作り、子どもの表現力や創造力の醸成を図るとともに、親子のふれあいを推進して参ります。

　第２は、生涯スポーツの振興であります。
　生活習慣の変化などによる精神的なストレス、体力及び運動能力の低下などから、心身の健康や体力づくりに関する意識が高まっております。
スポーツは、爽快感・達成感という精神的な充足や喜びをもたらすほか、健康の保持増進や体力向上を図る大きな役割を果たすことから、町民が気軽にスポーツに取り組んでいただけるように、年齢や体力にあった健康づくりにつながるスポーツ教室の開催などを進めて参ります。
　競技スポーツにおいては、体育協会加盟団体やスポーツ少年団に対し活動の支援を行うとともに、各種競技大会の開催など、競技力向上や仲間づくりの推進に努めて参ります。
　また、各少年団等から全道・全国に出場する選手がいることから、スポーツ少年団活動に対する新たな支援策として、少年団に対する活動費助成の増額、指導者等資格取得に対する助成、共通備品への助成、また青少年の文化・スポーツ活動での全道全国大会参加への支援など充実を図り、保護者の負担軽減と青少年健全育成の推進及びスポーツ競技力の向上を目指します。
　更に、全道・全国・世界大会に出場する選手を輩出することが、子どもたちのみならず町民に感動と勇気と可能性をもたらしております。
　本町のスポーツ文化であるスキージャンプにおいては、幼小中高一貫指導を継続して推進して参ります。
　また、スポーツ施設においては、老朽化が進んだ施設や利用が少ない施設については、体育協会、スポーツ少年団及びスポーツ愛好者等、広く町民の意見を把握し、今後の体育施設の整備等について検討して参ります。

　第３は、芸術文化の振興であります。
　町民の創造性や感性を育み、心豊かで活力ある社会を実現するためには、優れた芸術文化に接する機会の充実や活動の活性化を推進することが必要であり、その良さを実感できる質の高い芸術文化を提供するとともに、文化団体に対し支援して参ります。
　また、本年度は、本町で上川管内道民芸術祭・第５７回道北文化集会が開催されることから、芸術文化を通した地域文化団体の研鑽と交流を進めて参ります。
　文化財保護活用では、地域の歴史や伝統文化を後世に伝えるために、文化財の保存や活用に取り組むとともに、無形文化財である「上名寄郷土芸能」につきましては、積極的な伝承活動が行われており、今後も郷土芸能を永く後世に伝えるために支援するとともに、多くの町民が触れる機会の充実を図って参ります。
　また、昨年度から郷土資料保存施設（旧菱光小学校）に保存してある資料について、調査整理を進めながら、今後の資料の保存・整理等についての方向性を検討して参ります。

　以上、教育行政執行の概要を申し上げましたが、変化の激しい時代の中、こうした変化に対応するため、生涯を通して学び、考え、様々な困難を乗り越えながら、いくつになっても夢と志の実現のために挑戦し、自らの人生を切り拓き、より良い社会づくりと幸福な人生を自ら創り出していくための支援することが教育の使命であります。

　本年度は、次期下川町総合教育大綱の策定の年であり、これらの使命を果たすべく、学校・家庭・地域・行政の連携の下で、一丸となって本町教育行政の充実・発展に取り組んで参ります。
　今後とも、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、下川町教育行政執行方針とさせていただきます。

平成３０年度各種会計予算

会計名	30年度予算額	29年度予算額	比　較	伸び率
一　般　会　計	48億4,600万円	52億1,300万円	▲3億6,700万円	▲7.0%
下水道事業特別会計	2億6,271万円	2億7,844万円	▲1,573万円	▲5.6%
簡易水道事業特別会計	9,204万円	8,552万円	652万円	7.6%
介護保険特別会計	8億2,861万円	7億4,689万円	8,172万円	10.9%
介護保険事業勘定	4億7,117万円	4億2,999万円	4,118万円	9.6%
介護サービス事業勘定	3億5,744万円	3億1,690万円	4,054万円	12.8%
国民健康保険事業特別会計	4億6,852万円	5億7,915万円	▲1億1,063万円	▲19.1%
後期高齢者医療特別会計	6,442万円	5,759万円	683万円	11.9%
病院事業会計	6億2,131万円	6億7,073万円	▲4,942万円	▲7.4%
合　計	71億8,361万円	76億3,132万円	▲4億4,771万円	▲5.9%

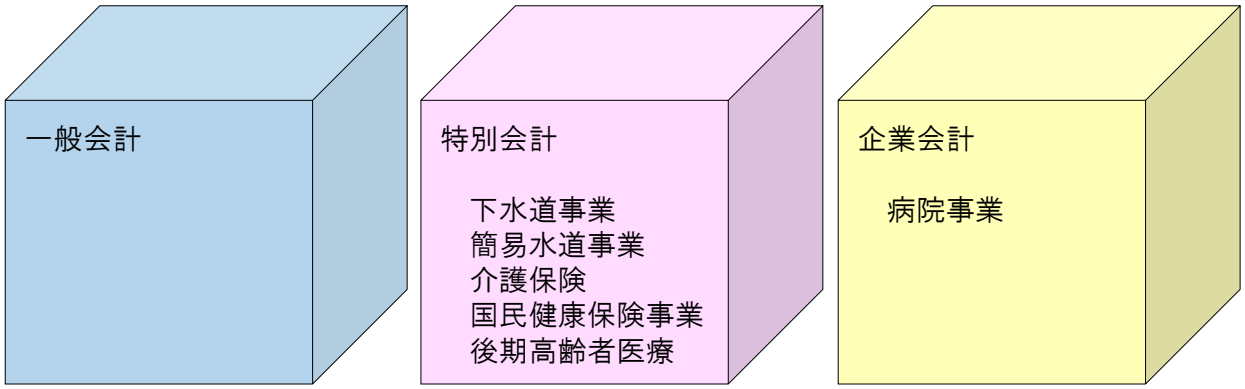

■一般会計

福祉、産業振興、道路整備、教育など、町の施策の中心的な会計です。特別会計と企業会計に属さない全ての予算が一般会計に計上されます。

■特別会計

特定の事業を行う場合に、特定の歳入を特定の歳出に充てるなど、一般会計と区別する必要がある場合に設置する会計です。下水道事業など５つの特別会計があります。また、介護保険特別会計は、介護保険事業勘定と介護サービス事業勘定に分かれます。

■企業会計

独立採算性による経営など、企業的な性格をもった事業を運営する会計です。病院事業が企業会計になります。

平成３０年度一般会計予算概要

町の収入（歳入）

科　目	比　較	予算額
【自主財源】	町が自主的に集めることができる収入。	
町税	町民の皆さんが納める税金。	3億1,580万円
分担金及び負担金	事業に必要な経費の一部を受けるサービスに応じて利用者が負担するお金。	3,190万円
使用料及び手数料	町の施設の利用や住民票などの証明書を発行する際にかかるお金。	1億272万円
財産収入	町有林主伐・間伐材やトマトジュースなどの売り払い収入。	2億7,240万円
寄附金	ふるさと納税などのお金。	2,000万円
繰入金・繰越金	町の貯金（基金）などからの繰り入れや前年度の財源として繰り越すお金。	2億1,178万円
諸収入	他団体からの補助金や雑入など。	1億3,385万円
【依存財源】	国や北海道から交付されるお金や町債。	
地方譲与税など		2億円
地方交付税		24億円
国・道支出金		6億3,185万円
町債	道路などを整備するために、国や銀行から借り入れるお金。	5億2,570万円
合　計		48億4,600万円

町の支出（歳出）

科　目	比　較	予算額
議　会　費	議会運営などに要する経費。	3,588万円
総　務　費	役場庁舎の管理、広報、公共交通、防災、戸籍などに要する経費。	2億9,265万円
民　生　費	高齢者や障がい者福祉、子育て支援などに要する経費。	6億6,738万円
衛　生　費	健康づくりやごみ処理などに要する経費。	3億8,812万円
農　林　業　費	農業振興や森林整備などに要する経費。	6億5,857万円
商　工　労　働　費	商工振興や観光、環境未来都市の推進などに要する経費。	3億9,454万円
土　木　費	道路、公営住宅、公園などに要する経費。	4億5,165万円
消　防　費	消防に要する経費。	2億4万円
教　育　費	学校教育、生涯学習、スポーツ振興などに要する経費。	2億8,931万円
公　債　費	借金の返済などに要する経費。	5億7,349万円
給　与　費	職員の給料などに要する経費。	8億9,137万円
予　備　費	緊急に必要とする場合に備えておく経費。	300万円
合　計		48億4,600万円

定期予防接種事業　　予算額　５１４万円

担当課：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」）　☎・告知端末４－３３５６

　伝染の恐れのある疾病の発症やまん延、重症化を防ぐために、ワクチンを接種して抵抗力免疫をつくります。そのための予防接種費用の全額を助成します。

◯小児の定期予防接種
　Ｂ型肝炎、ヒブ（インフルエンザ菌ｂ型）、小児肺炎球菌、４種混合、ＢＣＧ（結核）、麻しん風しん、水痘（水ぼうそう）、日本脳炎、２種混合（ジフテリア、破傷風）、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がんなど）

◯高齢者の定期予防接種
　高齢者肺炎球菌
　※平成３１年度からは、６５歳の方だけが接種対象者となります。６５歳以上の方で町の助成を受けて接種を希望される方は、平成３０年度のうちに接種しましょう。

がん検診事業　　予算額　６５８万円

担当課：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」）　☎・告知端末４－３３５６

　胃がん・肺がん・大腸がん・ＣＴ肺がん・子宮がん・乳がん検診を行ない、早期発見、早期治療に結びつけます。

◯受けやすい検診体制を目指しています！
・今年度、次の年齢の方は検診料金が無料になります。

胃がん検診、肺がん検診	４０歳
大腸がん検診	４０歳、４１歳、４６歳、５１歳、５６歳、６１歳
子宮がん検診	２０歳、２１歳、２６歳、３１歳、３６歳、４１歳
乳がん検診	４０歳、４１歳、４６歳、５１歳、５６歳、６１歳

・５月１２日（土）・１３日（日）、１１月３日（土）・４日（日）は、総合福祉センター「ハピネス」で行う胃がん、肺がん、大腸がん検診と併せて、ハピネス健診、国保特定健診、後期高齢者健診、エキノコックス症検診が受けられます。なお、ＣＴ肺がん検診は、１１月３日（土）・４日（日）のみです。

・旭川がん検診センターで、胃がん、肺がん、大腸がん、ＣＴ肺がん、子宮がん、乳がん検診を個別に受けることができます。

・町立下川病院で、胃がん、肺がん、大腸がん検診を個別に受けることができます。

町立下川病院　　予算額　６億２，１３１万円

担当課：町立下川病院　☎・告知端末４－２０３９

町立下川病院では、平成３０年度は、理学療法士の配置や訪問診療・訪問看護用車両を導入し、医療体制の充実を図ります。

○理学療法士によるリハビリを始めます！
　４月から新たに理学療法士を配置して、患者さんの心身機能の回復を促し、身の回りのことを対処できるようにサポートしていきます。

【理学療法士と患者さんとの関わり】
　医師の指示の下、病気、けが、高齢、体力の低下、心身に障害を持つなどの方々に「立つ、歩く、座る、寝返る等」の日常生活の動作の改善を図り、機能低下の予防や健康増進を目指し、患者さんの社会復帰に向けた訓練や指導を行っていきます。

○訪問診療・訪問看護用の車両を導入します！
　町民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を図るため、患者、家族の要望により在宅等への復帰支援など慣れ親しんだ家庭で療養生活が送れるように訪問診療、訪問看護を充実させるため車両を更新します。

○各種検診が定額で受けられます！

・前立腺がん（ＰＳＡ）検査　［料金２，０００円］
　初期は自覚症状が現れにくい前立腺がん。特に５０歳以上の男性にお勧めします。採血してＰＳＡの量を調べることで分かります。

・骨粗しょう症検診　［料金１，０００円］
　骨の中の構造がもろく折れやすい状態になる骨粗しょう症は、女性に多い病気です。予防･治療の前に、まずは骨の状態を知りましょう。専用の機械で片腕に極微量のＸ線を照射し測定します。

・動脈硬化症検査　［料金１，０００円］
　心筋梗塞・脳梗塞・脳出血などの誘因となる血管のつまりや硬さなどを調べます。心電図のように横になって測定します。

・肺がん検診　［料金２，８００円］
　愛煙家の肺がん発生は非喫煙者の４倍以上。喫煙者や、タバコをやめてから１０年以内の方にお勧めします。タンをとり、がん細胞の有無を調べます。

・血液型判定　［料金４００円］
　いざというときのため、ご自分や家族の血液型を知っておきましょう。携帯カードも発行します。

※夜間診療をご利用ください。
　内科は毎月第２・第４木曜日、外科は毎月第２木曜日で、受付は１８時３０分までです。

家族同乗移送サービス事業　予算額　３０万円

担当課：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」）　☎・告知端末５－１１６５

名寄市内の医療機関を受診する際、介護する家族が医師から同席を求められた場合、高齢者や障がい者と家族が１台の車に同乗して受診することを支援します。

【対象者】
・外出支援サービス利用者と家族　・移動支援サービスの利用者と家族
・その他町長が特に必要と認めた人

【内容】
名寄市内の医療機関を受診する次のいずれかに該当した場合、高齢者や障がい者と家族が下川ハイヤーの車両に同乗して利用できます。

①介護する家族が医師から同席を求められたとき
②本人の体調不良などにより、介護する家族が同席して受診する必要があると認められたとき

【費用負担】
下川町内から名寄市内（風連地区はのぞく）の医療機関までで、往復３，０００円、片道１，５００円となります。

高齢者入湯料・入湯交通費助成事業　予算額　３６２万円

担当課：保健福祉課　☎４－２５１１（内線１２３）　告知端末４－２５１１０４

健康の保持や療養のため、高齢者や心身障がい者に対して、五味温泉の入湯料を支援します。対象者や利用回数は次のとおりです。

【対象者】
・７０歳以上の方（７０歳の誕生日を迎えた日から適用）
・身体障害者手帳を交付されている方
・療育手帳を受けている者のうち在宅生活の方

【利用回数】
・年間１００回まで
・窓口で一度に発行できるのは２０回分または４０回分まで
・入湯券の有効期限は平成３１年３月３１日まで

【その他】
・７０歳以上の方（７０歳の誕生日を迎えた日から適用）は五味温泉までの交通費の一部を支援します。
（１００往復分を限度）

介護者について

以下の条件に該当する方の介護者に入湯券を発行できます。

・身体障害者手帳に記載されている障害名が、視覚障がい及び肢体不自由に該当し１級及び２級の認定を受けた方
・療育手帳Ａ判定の方
・介護保険で要介護認定を受けた方

生活支援体制整備・認知症地域支援事業　　予算額　１００万円

担当課：保健福祉課（総合福祉センター「ハピネス」）　☎・告知端末５－１１６５

現在行われている介護予防事業、生活支援事業に加え、町内にある様々な取り組みを把握し、関係者と共有、連携することで、不足している資源開発につなげ、多様な日常生活上の支援体制の充実や集いの場や高齢者の社会参加の促進を図ります。

【体制】
生活支援と認知症地域支援、権利擁護の相談を行う支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託して配置します。
①関係者が情報を共有して、つながるネットワークである協議体の設置をします。
②協議体の運営は、関係者間での連携を強化するため、社会福祉協議会と協力して、保健福祉課地域包括支援センターが行います。

【内容】
この事業の内容は次のとおりです。
・地域のニーズと地域にある資源の把握と見える化
・担い手の育成、活動の場の確保、コーディネート
・地域に不足するサービスの創設
・ニーズと支援のマッチング
・認知症に関する身近な相談や集いの場
・権利擁護の支援
・啓発活動

デイサービスセンター浴室改修事業　　予算額　３，０００万円

担当課：あけぼの園　☎・告知端末４－３８５７

施設の経年劣化部分を改修することで、施設機能の維持・延命を図り、快適な介護サービスの提供を行うため、デイサービスセンターの浴室を改修します。

【主な改修内容】
・浴槽は、出入りがしやすいように縁を低くし、安全に入浴できるよう手すりを設置します。
・車いすを利用する方が入浴しやすいように、機械浴を新設します。
・利用者の導線を考慮し、浴室カランの移設や、手すりを増設します。
・トイレにウォシュレットを設置します。
・浴室床や床下排管の防水工事を行います。

学校施設等管理事業　予算額　６２５万円

担当課：教育課　☎４－２５１１（内線５１２）　告知端末４－２５１１１１

児童・生徒の学習環境の充実を図るため、校舎の改修や施設整備、義務教育備品などの導入を進めます。なお、平成３０年度に導入を予定している義務教育備品などは、次のとおりです。

【小学校】児童用机・椅子、液晶視力計など
【中学校】バスクラリネット、加湿器など

ウイークエンドスクール事業　予算額　２６９万円

担当課：教育課　☎４－２５１１（内線５１２）　告知端末４－２５１１１１

児童生徒の基礎的な学力向上と家庭学習の習慣化を図るため、週末などに学習会を開催します。

◯小学生３～６年
　年間５５回程度（週２回程度）
　国語、算数、理科、社会
◯中学生全学年
　年間９７回程度（週２回程度）
　国語、数学、理科、社会、英語

下川商業高等学校支援事業　１，４３１万円

担当課：教育課　☎４－２５１１（内線５１２）　告知端末４－２５１１１１

下川商業高等学校の魅力ある学校づくりと、生徒確保による町内の高等教育の存続を図ります。

◯下川商業高等学校教育振興協議会交付金
　魅力ある学校づくりを進めるため、札幌市内での販売実習費用、各種資格検定料を助成します。

◯下川商業高等学校入学準備金及び通学生助成
　入学に係る費用や町外からの通学費（バス料金）を助成します。

◯多目的宿泊交流施設利用助成
　多目的宿泊交流施設を利用する生徒に対し、その利用料を助成します。

◯下川商業高等学校体育文化活動助成
　魅力ある学校づくりのため、部活動の各種大会への参加費用を助成します。

スポーツ少年団活動支援事業　予算額　８８万円

担当課：教育課　☎４－２５１１（内線５１６）　告知端末４－２５１１１１

町内に在住する青少年などのスポーツ・文化活動を通した健全育成と保護者の負担軽減を図るため支援を行います。

◯青少年スポーツ・文化全国全道大会出場支援助成金
管内・地区大会を経て、全道大会や全国大会の代表として出場する選手に対して、１人につき旅費相当額（交通費・宿泊料［定額］）と大会参加料などを合わせた金額の２分の１を助成します。
ただし、町有バスを利用する場合、または他の団体などからの助成がある場合は、その額を除いた２分の１の金額とします。

◯スポーツ少年団指導者等育成事業助成金
少年団の指導者が、大会に出場するために必要な資格取得や研修会参加にかかる受講料の全額を助成します。

◯スポーツ少年団活動事業交付金
スポーツ少年団活動事業交付金を見直して増額しました。

［団体割］
１団体当たり３０，０００円
［人数割］
登録者１名あたり１，０００円
［活動費割］
前年度の活動費総額から、団体割、人数割を除いた金額の２分の１とし、上限を７５，０００円とします。
［本部事務局費］
諸経費として２５，０００円

◯下川町スポーツ少年団共用備品購入助成金
少年団活動に伴う共用の備品購入について、年１回、総額の２分の１とし、１０万円以内で助成します。ただし、他団体からの助成がある場合は、その額を控除します。

消費者生活活動事業　　予算額　２６７万円

担当：税務住民課　☎４－２５１１（内線１１８）　告知端末４－２５１１０３

〇迷惑電話防止装置設置モニター

特殊サギなどの被害から消費者を守るため、希望世帯に迷惑電話防止装置を設置し、迷惑電話の現状を把握するとともに被害の防止を図ります。６月頃に希望世帯を募集（１５世帯）します。

【迷惑電話装置とは】

これまでに、全国の警察や自治体で把握している特殊サギなどに使われた電話番号のうち、約３万件を把握しており、そこからかかってきた電話については、着信音を鳴らさず、装置内で「この電話をおつなぎすることはできません」とお断りのアナウンスをして切ってくれます。また、把握されていない番号でも手元の拒否ボタンを押せば、もう一度かかってきたときに、同じように切ってくれる装置です。

〇消費者協会活動交付金

安心・安全で豊かな消費生活による持続可能な地域社会の形成に向けた消費者行政を推進するうえで、行政と町民とをつなぐ役割を担う組織である消費者協会の活動を支援します。

消費者協会は、セミナー、フリーマーケット、料理交流会などの事業や埋立ごみの減量化を主たる目的とした「ばくりっこ」の活動を通して、環境や社会に配慮した消費のあり方などの情報提供や啓蒙活動を行います。

【ヒト・モノ・情報の交流拠点「ばくりっこ」】

目　　的：遊休品の有効活用による埋立ごみの削減と地域活性化
場　　所：下川町錦町４２番地（北星信金前）
開店日時：毎週、月・木・土の１１時から１５時まで
取扱方法：
①無償でお預かり
②希望金額の提示を受けてお預かり
※期日を迎えて残った場合は、お引き取りいただくか、お預かりのときに重量分のごみ処理手数料をいただきます。
③譲りたいモノ、譲ってほしいモノの情報掲示板で当事者同士がお話合い。

情報掲示板

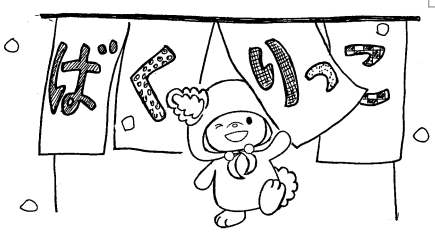

快適住まいづくり促進事業　　予算額　２，１７０万円

担当：環境未来都市推進課　☎４－２５１１（内線２３７）　告知端末４－２５１１０２

快適な住まいづくりを支援し、定住の促進と地域材の利用を促進するとともに、低炭素社会の構築と地域経済の活性化を図ります。

補助の対象は、資格登録業者が施工した新築や改修などに限られていますので、詳細は担当までお問い合わせください。

区分	補助対象者	内容	補助基準・補助額
住宅の新築または新築の建売住宅の取得	町民または町外居住者で住宅取得後の町民 	自らが居住する住宅の新築または新築の建売住宅の取得 地域材を１０㎥以上使用	地域材の使用量１㎥あたり８万円［限度額２８０万円］ ＦＳＣ認証木材の使用量１㎥あたり２万円を加算［加算限度額７０万円］
		住宅などと一体的に施工する車庫、物置など	地域材の使用量１㎥あたり２万円［限度額２０万円］ ＦＳＣ認証木材の使用量１㎥あたり５千円を加算［加算限度額５万円］
中古住宅のなど取得	町民または町外居住者で住宅取得後の町民または町内に住所を有する法人	自らが居住または賃貸住宅の用に供するための中古住宅などの取得	住宅などの取得価格の５分の１以内［上限１５０万円］
住宅等の解体	所有者または所有者から委任を受けた者。ただし、日本標準産業分類における不動産業を営む町外業者を除く。	住宅及び附帯する車庫、物置などの解体	解体費の２分の１以内［上限５０万円］
住宅の改修	町民	自らが居住する住宅の改修 改修に要する費用が１００万円以上３００万円未満	前年の同居者全員の所得の合算額により算定 所得の合算３００万円未満の場合４０万円 所得の合算３００万円以上の場合２５万円 ただし、前年の所得が確定していない場合は、前々年度の所得の合算額により算定
		自らが居住する住宅の改修 改修に要する費用が３００万円以上５００万円未満	１００万円
		自らが居住する住宅の改修 改修に要する費用が５００万円以上	１５０万円

区分	補助対象者	内容	補助基準
住宅の改修	町民または町内に住所を有する法人	町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修 改修に要する費用が１００万円以上３００万円未満	１棟当たり２５万円
		町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修 改修に要する費用が３００万円以上５００万円未満	１棟当たり５０万円
		町内に住所を有する賃貸住宅の所有者が行う改修 改修に要する費用が５００万円以上	１棟当たり７５万円
	町民または町内に住所を有する法人	自らが居住する住宅の改修に地域材を１㎥以上使用	地域材購入価格の２分の１以内とし、補助金の額に加算 上限５０万円
		賃貸住宅の改修に地域材を１㎥以上使用	地域材購入価格の４分の１以内とし、補助金の額に加算 上限２５万円
環境負荷の低減	町民、町外居住者で住宅取得後の町民または町内に住所を有する法人	相当隙間面積が１．０cm²／m²以下を満たした新築または新築の建売住宅の取得	４０万円を加算
		相当隙間面積が２．０cm²／m²以下を満たした改修	２０万円を加算
		外皮平均熱貫流率が０．３８ｗ／m²k以下を満たした新築または新築の建売住宅の取得	６０万円を加算
		外皮平均熱貫流率が０．４６ｗ／m²k以下を満たした改修	３０万円を加算
		外壁に地域材を２㎥以上使用した新築、新築の建売住宅の取得または改修	２０万円を加算
	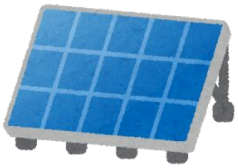	住宅に３０万円以上の木質バイオマス活用機器の設置	２０万円
		住宅などに公称最大出力１kwh以上の太陽光発電システムの設置	設置価格の６分の１以内 上限１５万円
		住宅が建築されている土地に１０万円以上の敷地内緑化	５万円

公営住宅等整備事業　　予算額　９，１８４万円

担当課：建設水道課　☎４－２５１１（内線２５４）　告知端末４－２５１１０６

　移住・定住対策など多様化する住宅需要への対応や、住み良さを実感できる居住環境の向上に向けて、計画的に公営住宅の整備を行います。

○元町団地建設事業
　元町団地の建て替えに向けた「基本・実施設計」を行います。

○末広団地個別改善事業
　末広団地のユニットバス化、３点給湯、屋根改修を行います。昭和６０～６２年に建設した末広団地が対象で６棟１２戸を改修します。

改修する住戸番号
　1-3-1、1-3-2、2-2-1、2-2-2、2-3-1、2-3-2、3-1-1、3-1-2、3-2-1、3-2-2、3-3-1、
　3-3-2

農業振興事業　　予算額　１，０００万円

担当：農務課　☎４－２５１１（内線１４６）　告知端末４－２５１１０５

　農産物生産額の向上などを目的に、施設園芸ハウス増設、ホワイトアスパラ生産、フルーツトマトの半養液栽培に対して、資材費の一部を補助します。

〇施設園芸ハウス増設事業
　施設園芸ハウス新設に対して、上限９，０００円／坪を補助します。ただし、継承予定従事者及び新規就農者が新設する分を対象とします。

〇ホワイトアスパラ振興事業
　ホワイトアスパラ生産に対して、被覆資材費の３分の１以内を補助します。ただし、新規に取組む者を対象とします。

〇秀品率向上対策事業
　フルーツトマトの半養液栽培に対して、資材費の２分の１以内を補助します。

農業担い手対策事業　　予算額　３，３１７万円

担当：農務課　☎４－２５１１（内線１４６）　告知端末４－２５１１０５

　新規就農者確保のための支援、農業継承者や継承予定者が行う新規取り組みを進め、将来の下川町農業の担い手に対する支援を行います。

〇新規就農者及び新規就農予定者の方
・新規就農者へは、農地や農業用施設の賃貸料の補助など。
・新規就農予定者へは、月額２０万円の貸付金、研修旅費及び実習費の補助など。

〇親元就農を予定している方
・農業担い手育成奨学貸付金
　　高校～月額１万円、大学～月額４万円、農業大学校～月額１万５千円

〇農業継承者及び継承予定者の方
・４５歳未満の認定農業者及び継承予定従事者が行う施設、機械等整備に対して２分の１以内、最大で１，０００万円を補助します。ただし、対象者１回限りとします。
・新たなチャレンジには３分の２以内、最大で１００万円を補助します。ただし、年１回のみとします。
・情報交換のために行う研修支援には３分の２以内、最大５０万円を補助します。
・指導農業士及び農業士が参加する研修等には年額１０万円以内を補助します。

農業研修道場運営事業　　予算額　６３２万円

担当：農務課　☎４－２５１１（内線１４６）　告知端末４－２５１１０５

新規就農予定者が主体的になって実践研修を行う研修道場です。「下川町農業研修道場カリキュラム」に基づき、育苗又は播種、定植から生産、出荷まで一貫した模擬経営を行います。また、農閑期には機械や栽培技術の座学研修を受講します。

５０坪ハウス×１０棟、トラクター、軽トラック、除雪機ほか、実践研修に必要な資材を取り備えています。現在、２組（４名）が就農を目指して、研修中です。

私有林整備支援事業　　予算額　１，０８５万円

担当：森林総合産業推進課　☎４－２５１１（内線２４４）告知端末４－２５１１１２

私有林における適切な森林整備を推進し、木材の安定供給や二酸化炭素の吸収機能など、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮させるため、森林所有者に対して支援を行います。

区　分		補助基準
植林（国･道の補助金を除く）		事業費の２６％以内
	ＦＳＣ森林認証林の場合	さらに上記補助残額の２分の１以内
除間伐（広葉樹林改良を含む）		国・道の補助残額の１０分の４以内
	ＦＳＣ森林認証林の場合	さらに上記補助残額の２分の１以内
下刈、枝打ちなど		国・道の補助残額の１０分の４以内
自力による枝打ち		１ヘクタール当たり３万円
根踏及び作業路整備		事業費の３分の１以内
林地の取得 （取得費用を借入する場合）		貸付利率に相当する額 （利率が２％を超える時は、２％に相当する額）

町有林整備事業　　予算額　１億４，８３６万円

担当：森林総合産業推進課　☎４－２５１１（内線２４４）告知端末４－２５１１１２

町民の基本財産である町有林については、まちの基幹産業である林業・林産業の活性化と雇用の創出、地球温暖化の防止（二酸化炭素の吸収）、水源涵養など森林の持つ多面的な機能を十分に発揮させるため、循環型森林経営により持続可能な森林づくりを進めます。

平成３０年度の主な町有林の事業

樹木の植栽	50ha
下刈	259ha
除間伐	152ha
主伐	50ha

林業・林産業振興事業　　予算額　６，５００万円

担当：森林総合産業推進課　☎４－２５１１（内線２４４）告知端末４－２５１１１２

まちの基幹産業である林業・林産業の更なる発展のため、事業者の自主的な努力を基調に、事業者が行う経営基盤の強化、新商品の開発、担い手育成などに対し、総合的な支援を行います。

区　分	補助基準
事業者が行う経営基盤強化や経営革新、新商品のための調査、研究、開発事業	事業費の３分の２以内 限度額１５０万円
事業者が新たな販路開拓を行うため、町外で行う商談会、展示会等のイベントの開催または出展	事業費の３分の２以内 限度額１５０万円
事業者が取得する認定、認証事業	事業費の３分の２以内
事業者が国及び道の補助を受けて実施する事業	事業費の国及び道費補助残額の３分の１以内
事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業	事業費の２分の１以内 ・正規雇用労働者３０人以上の事業者 一事業者通算限度額５，０００万円 ・正規雇用労働者１０人以上３０人未満 の事業者 一事業者通算限度額４，０００万円 ・正規雇用労働者１０人未満の事業者 一事業者通算限度額３，０００万円 ※平成３１年度までの時限措置
事業者の従業員が国、道及び試験研究機関などが行う研修など	当該経費の２／３以内 限度額１０万円

中小企業振興事業　　予算額　１億２７３万円

担当：環境未来都市推進課　☎４－２５１１（内線２３７）告知端末４－２５１１０２

町内の商工業は、事業主の高齢化や担い手・働き手不足の状況にあることから、就労者が働きやすい環境の整備を支援するとともに、空き店舗活用、集客を促進する店舗改修などを支援し、商店・商店街の魅力向上などを図ります。

店舗小規模改修

中小企業者が来客の利便性の向上のために行う店舗内部の改修

２／３以内
上限１００万円

トイレの水洗化、和式トイレの洋式化、店舗内部改修など

店舗など解体

中小企業者が店舗、事務所及び付帯する車庫、物置などの解体及び撤去

１／２以内
上限５０万円

※車庫、物置などの単独での解体及び撤去は対象外

従業員就労環境整備

中小企業者が従業員の就労環境を向上させるための施設整備または備品購入

１／２以内
上限５０万円

従業員トイレ、更衣室整備、
休憩室整備（冷暖房）など

空き店舗活用

中小企業者が店舗または集客施設にするための空き店舗改修、新築のための解体及び新築

２／３以内
上限４００万円

経営基盤強化

中小企業者が行う新商品、新サービスの開発

２／３以内
上限５０万円

中小企業者が行う設備導入

１／２以内
上限１，０００万円

事業承継事業

事業承継予定者が行う技術取得、研修、販路拡大など

２／３以内
上限５０万円

事業承継予定者が行う建物改修、機械修繕など

１／２以内
上限２５０万円

※主な支援メニューを掲載しています。

人材育成

中小企業者の経営者及び従業員の先進企業、試験研究機関、大学、中小企業大学校での研修への参加

２／３以内
上限５０万円

みんなで考えみんなで創る環境未来都市しもかわ推進事業　　予算額　２５１万円

担当：環境未来都市推進課　☎４－２５１１（内線２４２）告知端末４－２５１１０２

町民の皆さんが自主的に行うイベントや広報活動、人材育成など、次の分野・内容に適合する幅広い活動を支援します。助成金の額は定額２００万円以内で、特定の収入があった場合は減額になります。原則として町民３名以上または事業者２者以上のグループによる活動が対象となり、町の魅力の向上が期待できない事業などは対象となりません。

〇環境・エネルギー系
・再生可能エネルギーの普及啓発に関する活動
・環境保全・美化活動に関する活動　など
〇産業・経済活性系
・商店街を活性化させる活動
・新商品の試作販売やマーケット調査　など
〇超高齢化・地域社会系
・健康づくり、食育に関する活動
・高齢者に活躍の場をもたらす活動　など
〇重点分野
・森林文化を定着・発信する活動
・町内の交流、他地域との交流を深める活動　など

町の貯金と借金の状況

貯金（基金）残高の推移　　単位：百万円

基金の種類	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
財政調整積立基金	1,051	975	938	907	968	922	634	712	683	522
減債基金	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
特定目的基金	797	977	1,039	974	936	808	864	956	858	756
合計	1,852	1,956	1,981	1,885	1,908	1,734	1,502	1,672	1,545	1,282

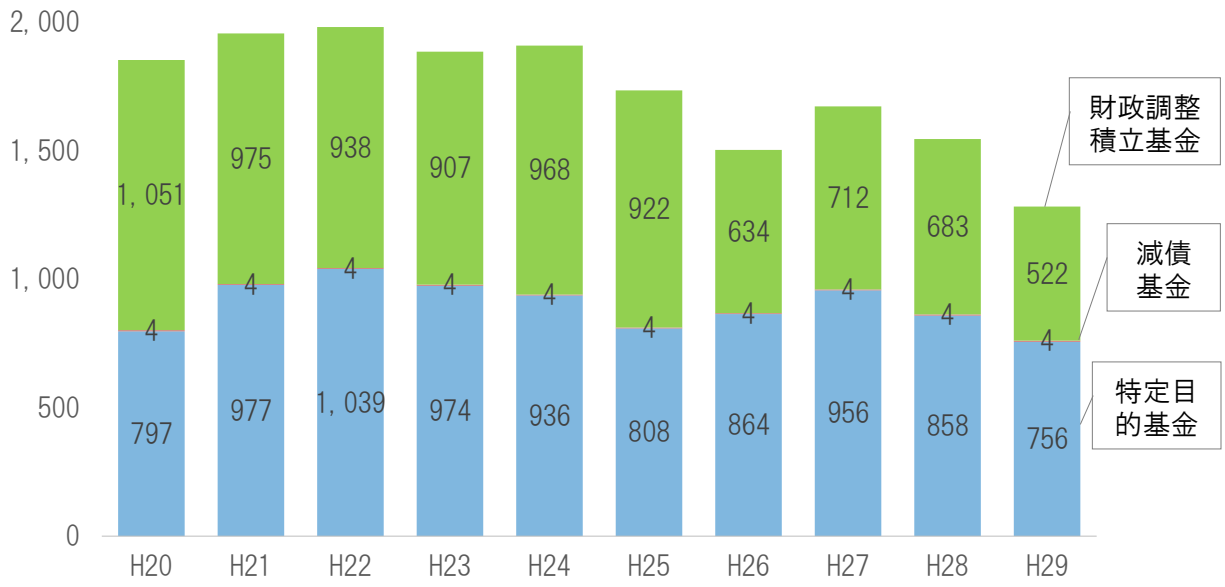

※平成２９年度は見込額になります。

■財政調整積立基金
　財政運営上、収入の不足を補うための貯金です。

■減債基金
　借入金（町債）の返済に使うための貯金です。

■特定目的基金
　特定の目的をもった貯金で、ふるさとづくり基金、木質バイオマス削減効果活用基金、社会福祉事業基金、森林づくり基金、青少年育成基金、簡易水道施設基金など、１７基金があります。

子育て支援施策に、木質バイオマス削減効果活用基金を活用します。

公共施設に木質バイオマスボイラーを導入したことによって削減した経費分を子育て支援に活用し、子どもが「豊かに元気に育つ」ように子育て支援の充実を図ります。

■幼児センターの保育料減額　［９４万円を活用］
■中学生までの医療費の全額助成　［１２０万円を活用］
■２歳未満の子どもを育てる家庭育児への支援家庭に、子ども１人あたり月額３，０００円分の商品券を支給　［１３０万円を活用］
■不妊治療への支援　［４５万円を活用］
■インフルエンザなどの子どもの予防接種費用を全額助成　［１２４万円を活用］
■子どもの水ぼうそうの予防接種費用を全額助成　［３０万円を活用］
■学校給食費の２０％を助成　［２４１万円を活用］
■ブックスタート（絵本のプレゼントと読み聞かせ）の実施　［１６万円を活用］

借金（地方債）残高の推移　　単位：百万円

会計名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般会計	5, 731	5, 365	5, 311	5, 056	5, 036	5, 122	5, 285	5, 492	5, 898	6, 419
下水道事業特別会計	1, 585	1, 475	1, 369	1, 273	1, 182	1, 097	1, 014	962	890	834
簡易水道事業特別会計	0	0	0	0	0	0	0	0	20	25
介護保険特別会計	4	1	120	120	120	120	107	94	81	68
病院事業会計	34	34	29	25	19	13	11	10	8	60
合計	7, 354	6, 875	6, 829	6, 474	6, 357	6, 352	6, 417	6, 558	6, 897	7, 406

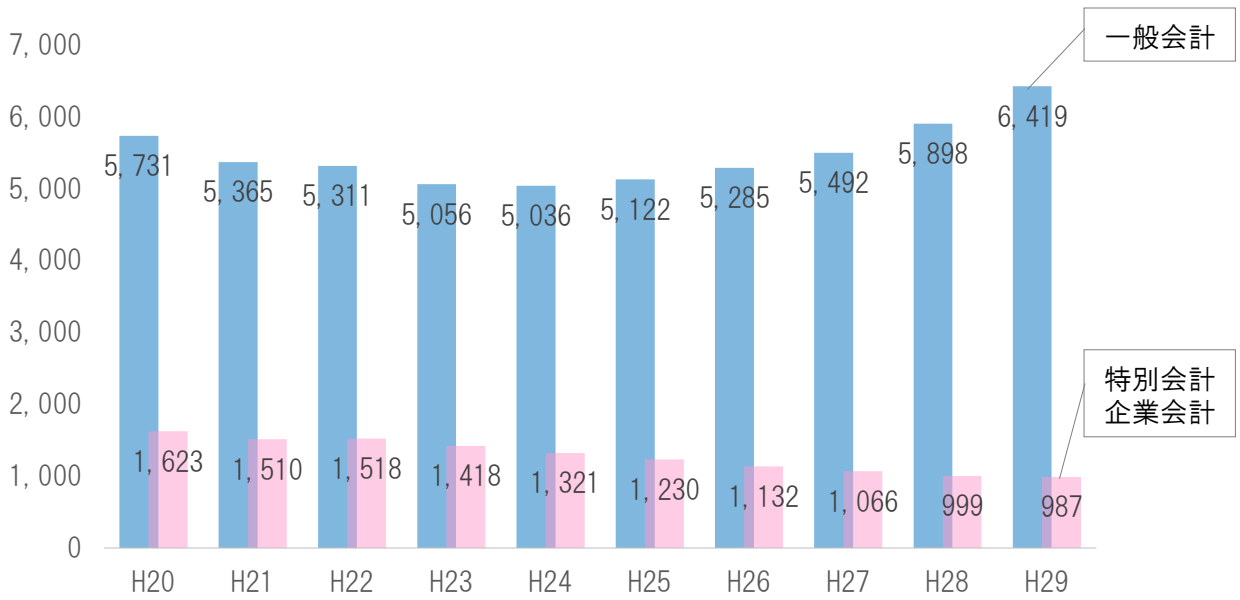

町の貯金と借金の状況（一般会計）

貯金（基金）残高の近隣市町村間比較　　単位：億円

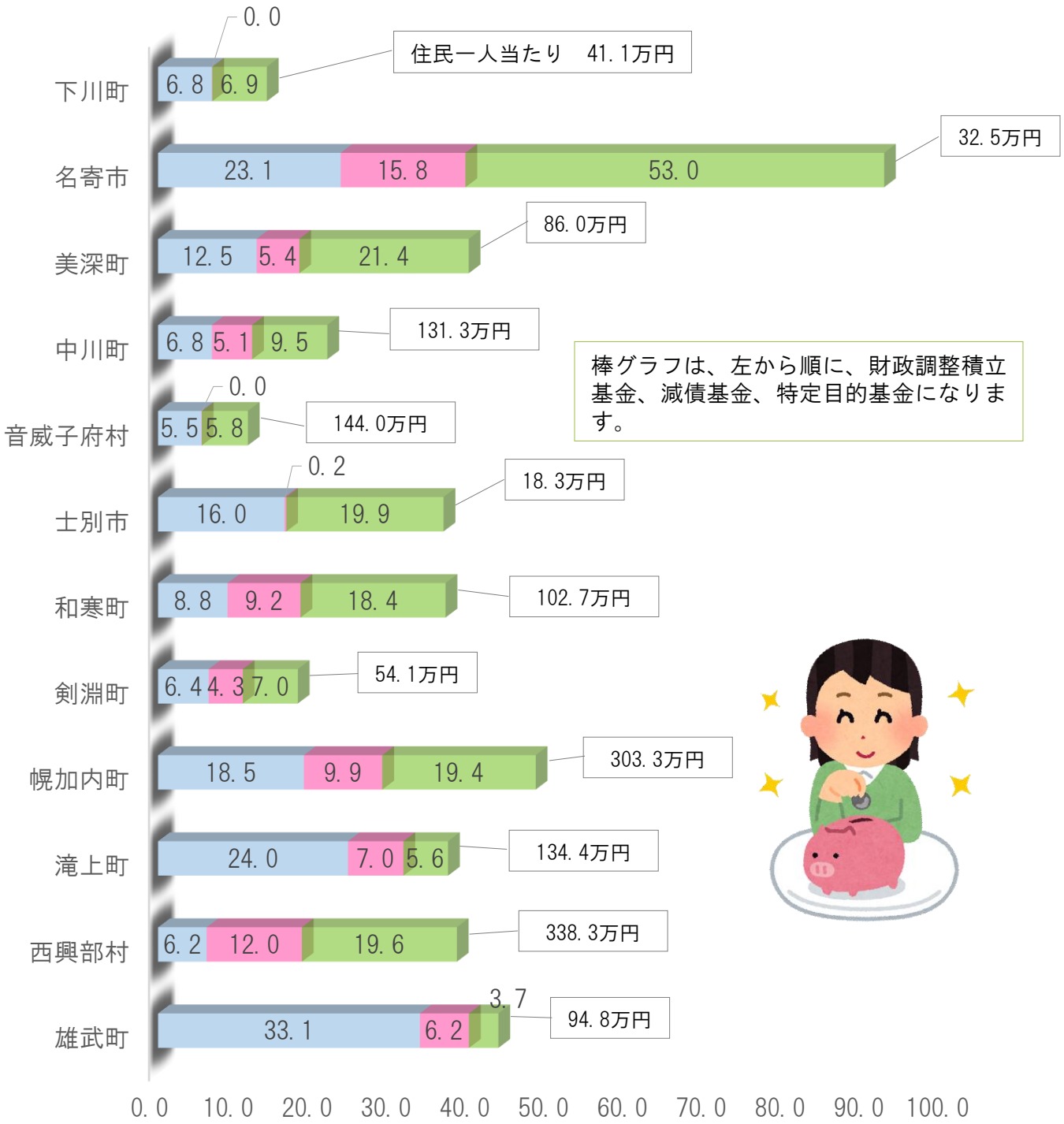

※近隣市町村間比較は、平成２８年度決算状況における残高です。
※住民一人当りの残高は、残高を平成２９年１月１日の住民基本台帳人口で除したものです。

借金（地方債）残高の近隣市町村間比較　　単位：億円

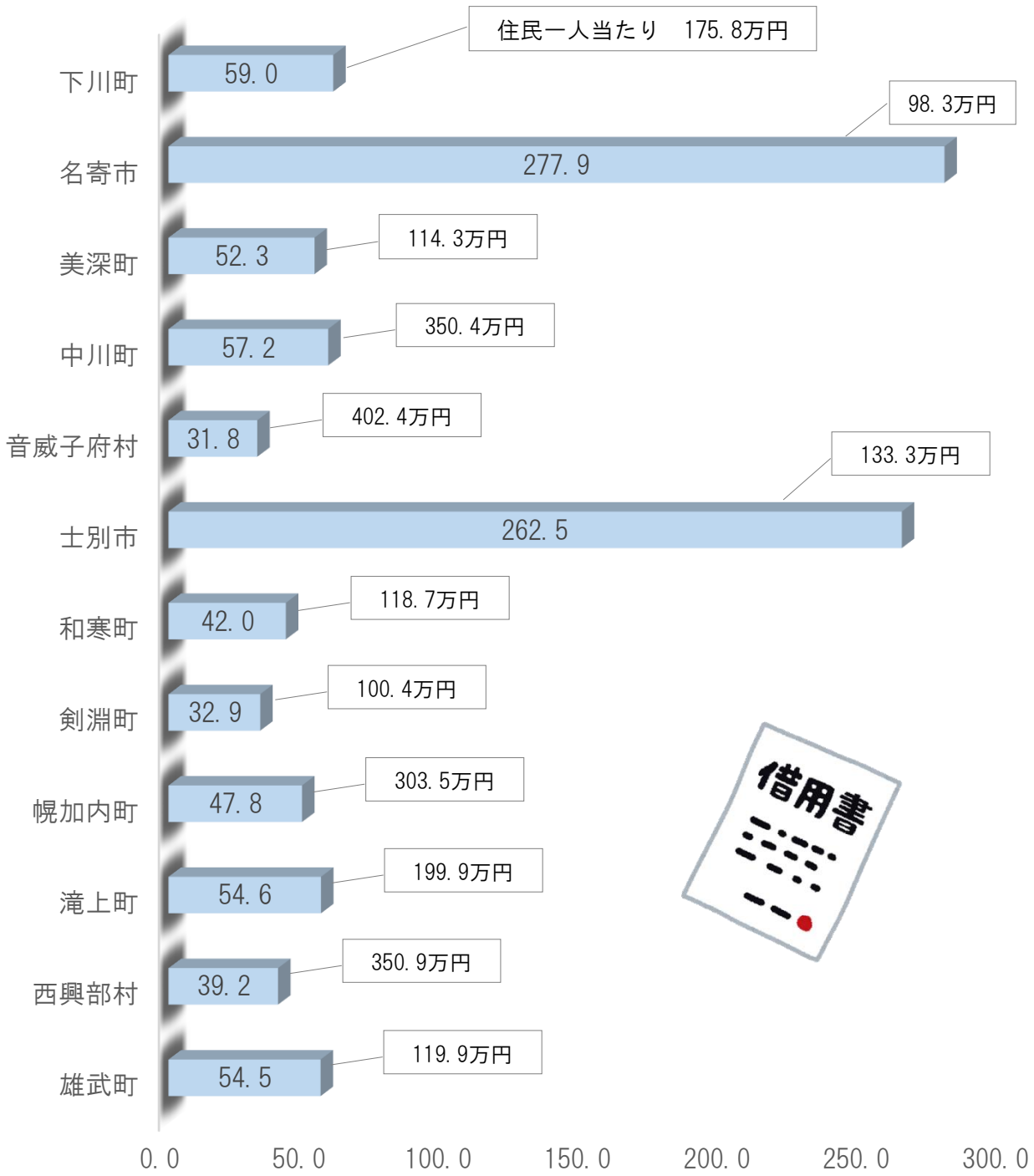

※近隣市町村間比較は、平成２８年度決算状況における残高です。
※住民一人当りの残高は、残高を平成２９年１月１日の住民基本台帳人口で除したものです。

下川町機構及び職員配置等一覧

（平成30年4月1日現在）

町　長　谷　　一　之
副町長　武　田　浩　喜
教育長　松野尾　道　雄

〒098-1206
北海道上川郡下川町幸町63番地
TEL 01655-4-2511　FAX 01655-4-2517
URL http://www.town.shimokawa.hokkaido.jp
e-mail s-main@town.shimokawa.hokkaido.jp

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職（グループ長）	主査職（◎はグループ長）	各担当職		
総務課	（兼）田村泰司	総務・企画財政	木原利幸	樋口知志 清水元記 宍戸悠二 野崎匡延	佐藤将平 浪岡　凌	笹　夏紀 安念朋美	
			条例・規則等例規、文書の収受・発送・保管並びに町史、渉外・町長室、公印の保管・管理、自衛官募集事務等、議会招集等、職員の人事・給与・研修・福利厚生、職員労働団体、栄典・表彰、各課競合事務の調整、情報公開・個人情報保護等、地域情報、情報システムの管理、ふるさと納税（寄付採納・収入金の調定）、人事評価、男女共同参画推進、総合計画の策定・見直し・行政評価、上川総合開発期成会等の調整と要望活動、各種統計調査、予算・財政の運用・財政事情の公表、地方交付税の算定・町債、定住自立圏構想、地域主権改革・地方分権、行財政改革・事務改善、広報広聴活動に関すること				
		財産管理	仁木茂則	工藤明広			
			公有財産の取得・処分・管理、公共施設総合管理計画、庁舎管理・町有自動車事故処理、土地利用、水資源の保全に関すること				
環境未来都市推進本部	（副町長）		環境未来都市に係る計画の策定及び実施に関すること、その他環境未来都市に係る事業の推進に関すること				
環境未来都市推進課	田村泰司 参事（課長職）長岡哲郎【下川町ふるさと開発振興公社派遣】	地域振興	（兼）亀山　貴之	◎高原　義輝 （兼）平田　豊和	遠藤龍信		
			地域振興、雇用の促進・労働対策等に関すること				
		中小企業振興	（兼）亀山　貴之	◎平田　豊和 （兼）高原　義輝	（兼）遠藤　龍信		
			商工業の振興・中小企業対策、産業クラスター、産業活性化、地域間交流施設に関すること				
		観光振興	亀山貴之	（兼）平田　豊和	（兼）和田健太郎	（兼）遠藤　龍信	
			観光振興、サンルダム推進、ふるさと会交流、森林文化創造、五味温泉等施設に関すること				
		SDGs推進戦略室	室長 蓑島　豪	（兼）宍戸　悠二 （兼）八林　公平	和田健太郎		
			SDGs推進、地方創生及び総合戦略に関すること				
		環境未来都市推進	（兼）平野　優憲 ◎（兼）蓑島　豪 （兼）亀山　貴之	八林　公平 （兼）平田　豊和	（兼）和田健太郎	（兼）遠藤　龍信	
			環境未来都市の推進、環境モデル都市の推進、行政視察対応、特命事項の調査研究に関すること				
		特用林産物栽培研究所	所長 平野優憲		（兼）遠藤　龍信		
			特用林産物栽培・加工研究等、一の橋集落創生事業、誘致企業との連携に関すること				
		（内閣府地方創生推進事務局派遣研修）					
					佐藤大樹		
税務住民課	（副町長）	税務・収納	早坂勇一	◎立花　勝博	坂部雄太	葛西和樹	
			町道民税・国民健康保険税・介護保険料の賦課徴収、固定資産の評価・所得調査決定、滞納処分・未収金の収納、納税思想の啓蒙・奨励、地籍の管理に関すること				
		住民生活	古内伸一	◎大野　尚美	伊林賢二	阿部清太 中野祐希	（準主事） 久保田智裕
			総合窓口、戸籍・住民登録・人口動態、火葬許可・印鑑証明等各種証明事務、弔慰金・年金相談、一般旅券発効申請・消費者保護、公区行政・地域活動の推進、住民要望・地域コミュニティ、国際交流・特定非営利活動、国民保護計画・防災計画・災害対策、交通安全・防犯、地域交通体系、廃棄物の処理・処分・資源リサイクル、公衆衛生・環境衛生、公害防止等環境保全対策、畜犬取締り等・狂犬病予防対策、墓地・火葬場の管理に関すること				

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職（グループ長）	主査職（◎はグループ長）	各担当職		
保健福祉課	栗原一清（兼総合福祉センター所長）（兼幼児センター所長）	福祉・子育て支援	寺西健二 齋藤英夫	大原尚美 山中岳男	加藤愛実	平木達也 森いつき	
			社会福祉・高齢者福祉・障害者福祉・母(父)子福祉・児童福祉、民生保護・人権擁護・司法保護・行旅死亡人、社会福祉法人・日本赤十字社等各種福祉団体、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度、重度障害者・ひとり親家庭等・乳幼児医療費の助成、高齢者・障害者等の入湯料・交通費の助成、幼児センターの運営・子育て支援・児童クラブ等に関すること				
		幼児センター	古屋いづみ	塚辺哲也 河端織衣	畠山玲奈 五十嵐みのり 武石圭太 (兼)又村裕美	(再任用) 鈴木芳子	
			幼児センターの管理運営に関すること				
		保健・介護	古内美穂子	白石一恵 蓑島美奈子	又村裕美	野崎愛美	(準主事) 角道愛絵
			保健推進・保健予防・健康増進･精神保健･母子保健・食品衛生、地域医療、介護保険事業・介護保険（事業勘定）特別会計に関すること				
		地域包括支援センター	センター長 杉之下　真由美		平田美和	千葉　望	
			地域包括支援センターの運営に関すること				
		介護予防支援事業所	管理者 (兼)杉之下真由美		(兼)平田　美和	(兼)千葉　望	
			介護予防支援事業所の管理運営に関すること				
		居宅支援事業所	管理者 (兼)古内美穂子	(兼)蓑島美奈子			
			居宅支援事業所の管理運営に関すること				
農務課	市田尚之	農業振興	高屋鋪　勝英 農村活性化センター長 又村寛樹	渡邊達也	倉澤晋平	杉山周平 佐藤勇大	
			農業行政の企画調整、農産物の生産振興、農業担い手の育成・確保・指導、経営所得安定対策、農業金融制度・利子補給、農業関係団体、農村活性化センター、育苗施設、畜産振興・家畜防疫、家畜衛生、家畜環境、農業用施設・土地改良施設、国・道・団体営の土地改良事業、サンル牧場、土壌改良施設に関することに関すること				
		農産物加工研究所	所長 梅坪亮二		高野英昭		
			農産物加工研究所、農産物の加工研究開発に関すること				
建設水道課	桜木　誠	建設・水道	小林大生	長谷川　美栄子 亀田慎司 豊島琢磨	三宅章吾	西本直樹 磯部慎太郎	
			道路・橋梁・河川・公園等の整備及び維持管理、除排雪事業・流雪溝の管理、公営・町営住宅の整備及び維持管理、工事・委託業務の入札及び契約、土木・建築・都市計画、公共下水道事業の計画・設計・施工、下水道事業特別会計・受益者負担金・協力金・使用料、終末処理場・個別排水処理施設の維持管理、排水設備の審査、簡易水道事業会計・水道使用料、簡易水道施設・飲雑用水施設の整備・維持管理、給水装置工事の設計・施工に関すること				
森林総合産業推進課	宮丸英之	森林総合産業推進	高橋祐二	今　裕一 斎藤丈寛 (兼)山本　敏夫	髙橋　風宇太	(兼)大西　崇王	
			町有林の経営管理、森林整備計画・施業計画等、私有林の振興、林業・林産業団体の育成及び振興、林業構造改善事業等、林業土木の設計管理及び技術指導・林道網の整備、FSC認証林の拡大・林産加工、林野火災予消防対策、野生鳥獣の保護及び捕獲に関すること				
		バイオマス産業戦略室	室長 (兼)高橋　祐二	◎山本敏夫 (兼)今　裕一 (兼)斎藤丈寛	大西　崇王	(兼)髙橋風宇太	
			森林総合産業特区の推進、バイオマスの利活用、再生可能エネルギー、木質原料製造施設の運営に関すること				
出納室	会計管理者 中岡健一				河合真悟	(兼)坂部　雄太	
			公金の受払いに関すること				

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職（グループ長）	主査職（◎はグループ長）	各担当職		
あけぼの園	平野好宏 診療管理者 (兼)片野　俊英		小松光枝 遠藤智康 (兼)平間　明 (兼)石橋正恵 (兼)高橋博文	春日統子 亀山恵津子 橋本敦志 宮本　玲 伊藤道子 大川和則	森笠稔幸 佐藤　渉	渋谷裕子 加藤　準 林　功喜 髙橋睦陽 佐藤　巧	市村理恵 吉田敏行 増田茉穂 江口見幸
			あけぼの園の管理運営に関すること				
デイサービスセンター	(兼)平野　好宏		石橋正恵 平間　明 高橋博文 (兼)小松　光枝 (兼)遠藤　智康	(兼)春日　統子 (兼)亀山恵津子 (兼)橋本　敦志 (兼)宮本　玲 (兼)伊藤　道子 (兼)大川　和則	(兼)森笠　稔幸 (兼)佐藤　渉	(兼)渋谷　裕子 (兼)加藤　準 (兼)林　功喜 (兼)髙橋　睦陽 (兼)佐藤　巧	(兼)市村　理恵 (兼)吉田　敏行 (兼)増田　茉穂 (兼)江口　見幸
			デイサービスセンターの管理運営に関すること				
生活支援ハウス	(兼)平野　好宏		(兼)小松　光枝 (兼)高橋　博文 (兼)石橋　正恵 (兼)平間　明 (兼)遠藤　智康	(兼)春日　統子	(兼)森笠　稔幸		
			生活支援ハウスの管理運営に関すること				
山びこ学園	白石　仁		藤根喜幸 中澤利紀 日下伸二 森笠明子	藤弘織衣 高島　純	幅　理恵 浅水直樹 佐藤一教 佐久間慎吾 岡田浩二 西本知子 高橋貴世 橋本修一 三浦美江子 佃　章子	大西友美 遠藤　剛 伊藤詩織 佐藤杏太郎 國中　樹 高木美咲 長谷川綾香	
			山びこ学園の管理運営に関すること				
ういる	(兼)白石　仁		(兼)日下　伸二	(兼)高島　純	(兼)佐久間慎吾		
			ういるの管理運営に関すること				
指定特定相談支援事業所	(兼)白石　仁				(兼)浅水　直樹		
			指定特定相談支援事業所の管理運営に関すること				
町立下川病院	院長 片野俊英 副院長 丸山直紀 医長（嘱託） 戸田一壽 看護師長 市村紀子 事務長 三条幹男	内科外来	鈴木有子		中井留美	塩田美香	
		外科外来	(兼)鈴木　有子				
		病棟		松倉理江 松田美保 横山恵子 小林直美	藤村秋美 藤山祐美	川田美奈 奈須千明 玉井智美 川島有紀 新沼千総 山田洋美 七條　南	
		訪問介護		矢野眞由美 (兼)横山　恵子	東條春美	(兼)奈須　千明	
		放射線科	江口正裕				
		臨床衛生検査科	猪苅冬樹	早田史朗			
		リハビリテーション科			大平将貴		
		薬局			池田邦寿		
		庶務・医事	伊東和博	森　紀美子	高橋瑞保		
		町立下川病院の管理運営に関すること					

課	課長職	室・グループ名	上席主幹・主幹職(グループ長)	主査職(◎はグループ長)	各担当職		
議会事務局	古屋 宏彦			神野 みゆき			
		議会に関すること					

監査事務局	(併)古屋 宏彦			(併)神野みゆき			
		監査に関すること					

選管事務局	(併)田村 泰司		(併)仁木 茂則 (併)木原 利幸	(併)工藤 明広 (併)樋口 知志 (併)清水 元記 (併)宍戸 悠二 (併)野崎 匡延	(併)佐藤 将平 (併)浪岡 凌	(併)笹 夏紀 (併)安念 朋美	
		選挙に関すること					

農業委員会事務局	(併)市田 尚之			丹野 重男	(併)佐藤 勇大		
		農地の斡旋(売買・賃貸)、農地の転用許可、農業者年金、農村花嫁対策、農業振興などに関すること					

教育委員会(教育課)	堀北 忠克	総務	羽場 剛健		中嶋 恭介	池田 美咲	
		教育委員会会議、学校の設置・廃止、教育財産の管理、学校の組織・編成、通学区域、スクールバス、学校給食に関すること					
		生涯学習	今井 真司		大川 航季		
		公民館活動、社会教育団体の育成、図書室、講座・研修会、文化財の保護、遺跡、郷土芸能の保存・伝承、社会教育・文化施設の管理運営に関すること					
		生涯スポーツ	(兼)今井 真司	伊藤 克彦 竹本 和也	松本 竜義		
		体育団体の育成、スポーツ大会の推進、社会体育施設の管理運営に関すること					
		小学校			小坂 喜永		
		小学校の維持管理、周辺整備に関すること					
		中学校			蓑島 盛行		
		中学校の維持管理、周辺整備に関すること					
	署長・副署長	係名	主幹職	係長職	係職		
消防署	署長 多田 淳浩 副署長 土本 繁美	庶務係	大野 政弘		駒津 祐二	草浦 辰徳	
		消防署・消防団に関する事務、公文書の収受・発送、表彰、叙勲などに関すること					
		予防係	(兼)土本 繁美	濱田 知道	南部 慎介	西村 健太	(兼)草浦 辰徳
		火災の予防、建築同意、消防広報、防災管理者、少年消防クラブなどに関すること					
		警防係	伊東 英晴	林 清孝	藤澤 拓未	(兼)西村 健太	
		火災の警戒、安全管理、教養訓練、消防施設整備計画などに関すること					
		救急係	(兼)土本 繁美	森 雄馬	大滝 達也		
		救急業務、救急救助、広報、実施計画・運用などに関すること					
		機械係	(兼)伊東 英晴	塩田 晃久	(兼)大滝 達也	(兼)藤澤 拓未	
		消防機械器具の保守整備、消防車の運行管理、改善研究などに関すること					

地　域　担　当　職　員　配　置　名　簿

平成３０年４月１日

区　　分		地　　域　　担　　当　　職　　員					
公区名	管轄課長	主任	副主任	担当員			備考
上名寄第１	桜木　　誠	高屋鋪　勝英	山本　敏夫	長谷川美栄子	河合　真悟		19戸
上名寄第２	古屋　宏彦	古内　美穂子	丹野　重男	倉澤　晋平	坂部　雄太		22戸
上名寄第３	三条　幹男	又村　寛樹	古屋　いづみ	渡邊　達也	伊林　賢二	佐藤　将平	70戸
中　成　南	三条　幹男	今井　真司	今　裕一	工藤　明広	白石　一恵	遠藤　龍信	169戸
中　成　北	田村　泰司	羽場　剛健	大野　尚美	宍戸　悠二	森　いつき	中嶋　恭介	150戸
班　　渓	中岡　健一	杉之下真由美	亀山　貴之	高島　　純	葛西　和樹		44戸
北　　町	堀北　忠克	小松　光枝	平間　　明	和田　健太郎	江口　正裕		29戸
元　　町	古屋　宏彦	伊東　和博	清水　元記	山中　岳男	猪狩　冬樹	中野　祐希	125戸
幸　　町	桜木　　誠	小林　大生	齋藤　英夫	森笠　明子	春日　統子		86戸
錦　　町	中岡　健一	藤根　喜幸	遠藤　智康	平田　豊和	橋本　敦志	安念　朋美	165戸
共　栄　町	栗原　一清	日下　伸二	蓑島　　豪	三宅　章吾	野崎　愛美	大西　崇王	108戸
旭　　町	宮丸　英之	高橋　祐二	立花　勝博	斎藤　丈寛	蓑島　美奈子	佐藤　勇大	184戸
緑　　町	平野　好宏	古内　伸一	亀田　慎司	千葉　　望	西本　直樹	加藤　愛実	102戸
末　広　町	堀北　忠克	石橋　正恵	高原　義輝	樋口　知志	又村　裕美	平木　達也	249戸
新　　町	市田　尚之	木原　利幸	神野　みゆき	豊島　琢磨	大川　航季		39戸
三　　和	宮丸　英之	梅坪　亮二	早坂　勇一	大原　尚美	松本　竜義		29戸
二　の　橋	市田　尚之	仁木　茂則	高橋　博文	野崎　匡延	森　紀美子		29戸
一　の　橋	白石　　仁	平野　優憲	中澤　利紀	八林　公平	浪岡　　凌	阿部　清太	56戸

（配置人数の目安：～５０戸　３名以上、５１～１１０戸　４名以上、１１１戸以上　５名以上）

任期　平成３０年４月１日～平成３２年３月３１日